

茨城県報 第6510号

昭和52年3月14日

月曜日

(明治35年3月17日
第三種郵便物認可)

目次

告示

●療養取扱機関の申出の受理等(医療福祉課).....	ページ
●農業共済事業を行う村及び実施区域(農業経済課).....	1
●土地改良事業の適当決定(農地管理課).....	2
●土地改良事業の認可(5件)(").....	2
●換地計画の適当決定(2件)(").....	3
●事業計画変更の認可(都市施設課).....	4
●道路の区域変更(道路維持課).....	4
●道路の供用開始(2件)(").....	5

公告

●漁船損害補償法施行令に基づく発起届(水産施設課).....	6
●土地立ち入り測量(2件)(用地課).....	6
●土地区画整理組合の解散(都市計画課).....	9
●土地区画整理事業計画の変更(").....	9
●道路位置の指定(建築指導課).....	9
●道路位置の廃止(").....	10

告示

茨城県告示第277号

次のものは、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第37条第3項の規定により、療養取扱機関の申出の受理があつたものとみなされ、及び次のものから国民健康保険法第37条第5項の規定により、他の都道府県の療養の給付を取り扱う旨の申出を受理したので、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令第1条第1項および第2項の規定により告示する。

昭和52年3月14日

茨城県知事 竹内藤男

機関番号	申出受理年月日	療養取扱機関名	開設者名	所在地	37条5項受理年月日	申出範囲
092,022,3	52.2.1	宇津見眼科医院	宇津見 欣一	那珂湊市元町 5793	52.2.1	全国
013,091,0	52.2.15	オリボ歯科クリニック	織田 寅雄	水戸市本町 1-10-5	52.2.15	"

茨城県告示第278号

農業災害補償法(昭22年法律第185号)第85条の3第1項の規定による農業共済事業を行う村及び当該村が行う共済事業の実施区域を、同法第85条の3第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

昭和52年3月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

村 名	共済事業の実施区域	当該村に対し移譲の申出を行つた農業共済組合名	実 施 期 日
出 島 村	出島村の区域一円	出島村農業共済組合	昭和52年4月1日

茨城県告示第279号

大和村長今井勇から、昭和51年12月27日付で認可申請のあつた平・金敷地区土地改良事業については適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の2第5項において準用する同法第8条第6項の規定により公告し、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和52年3月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

平・金敷地区土地改良事業計画書の写し

2 縦 覧 の 期 間 昭和52年3月22日から昭和52年4月11日まで

3 縦 覧 の 場 所 大和村役場

茨城県告示第280号

昭和51年11月18日付で千波湖土地改良区から申請のあつた吉沼下谷地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和52年3月3日認可したから、同法第48条第9項の規定により公告する。

昭和52年3月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第281号

昭和51年11月18日付で千波湖土地改良区から申請のあつた坏出波原地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和52年3月3日認可したから、同法第48条第9項の規定により公告する。

昭和52年3月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第282号

昭和51年11月18日付で千波湖土地改良区から申請のあつた飯島地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和52年3月3日認可したから、同法第48条第9項の規定により公告する。

昭和52年3月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第283号

昭和51年11月18日付で千波湖土地改良区から申請のあつた渋井中地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和52年3月3日認可したから、同法第48条第9項の規定により公告する。

昭和52年3月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第284号

昭和51年11月18日付で千波湖土地改良区から申請のあつた東前地区土地改良事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第7項において準用する同法第10条第1項の規定により昭和52年3月3日認可したから、同法第48条第9項の規定により公告する。

昭和52年3月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

茨城県告示第285号

昭和52年2月3日付で認可申請のあつた下金沢地区の換地計画については適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条において準用する同法第52条の2第4項においてさらに準用する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和52年3月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧の期間 昭和52年3月22日から昭和52年4月11日まで

3 縦覧の場所 大子町役場

茨城県告示第286号

昭和52年2月8日付で認可申請のあつた上坂田地区の換地計画については適当と決定したので、土地改良法(昭和24年法律195号)第96条の4において準用する同法第52条の2第4項においてさらに準用する同法第8条第6項の規定により、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

昭和52年3月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦 覧 の 期 間 昭和52年3月22日から昭和52年4月11日まで
- 3 縦 覧 の 場 所 新治村役場

茨城県告示第287号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により事業計画の変更を認可したので、同法第63条第2項で準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

昭和52年3月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 施行者の名称 阿 見 町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
土浦・阿見都市計画共園事業
3.3.101 実穀近隣公園
- 3 事業施行期間 昭和52年3月14日から昭和53年3月31日まで
- 4 事 業 地 昭和50年1月16日付茨城県告示第57号の事業地のとおり

茨城県告示第288号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、昭和52年3月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

昭和52年3月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路 線 名 烏山御前山線
- 3 道路の区域

区 間	旧新 の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
東茨城郡御前山村大字野口 1644番の1から	旧	最大 <small>メートル</small> 15.50	461.00	
" " " 1563番まで		最小 5.00		
東茨城郡御前山村大字野口 1644番の1から	新	最大 15.50	461.00	
" " " 1563番まで		最小 5.00		
東茨城郡御前山村大字野口 1644番の1から		最大 29.00	600.00	
" " " 1424番の1まで		最小 11.00		

茨城県告示第289号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和52年3月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和52年3月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 烏山御前山線
- 2 供用開始の区間
東茨城郡御前山村大字野口1644番の1から
" " " 1424番の1まで
- 3 供用開始の期日 昭和52年3月14日

茨城県告示第290号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、昭和52年3月14日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供
する。

昭和52年3月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 国道 245号
県道 中根平磯磯崎線
- 2 供用開始の区間
那珂湊市大字部田野字山崎3217番の1から
" " 字雑ヶ砂3243番の2まで
- 3 供用開始の期日 昭和52年3月14日

公 告

●漁船損害補償法施行令に基づく発起届

漁船損害補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるため事前の届け出があつたので同施行令第5条第3項の規定により次のとおり公示し届け出にかかる指定漁船調書を縦覧に供する。

昭和52年3月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 届 け 出 事 項

発起人の住所及び氏名	加 入 区	漁船損害補償法第113条第1項の申し出をする漁業協同組合
行方郡潮来町水原472 浦橋正夫ほか2名	大 生 原	潮 来 町 漁 業 協 同 組 合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦 覧 期 間 昭和52年3月14日～昭和52年3月28日
- (2) 縦 覧 場 所

加 入 区 名	縦 覧 場 所
大 生 原	行方郡潮来町大字延方乙1942 潮 来 町 漁 業 協 同 組 合

●土地立ち入り測量

土地収用法(昭和26年法律第219号)第11条第1項ただし書の規定により通知があつたので、同条第4項の規定により次のとおり公告する。

昭和52年3月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 起業者の名称 茨城県知事
- 2 事業の種類 一級河川那珂川水系相川河川総合開発事業
- 3 立ち入ろうとする土地の区域

東茨城郡御前山村大字上伊勢畑字相川、字船山、字高内、字橋場、字志殿、字白馬、字志殿沢、字沢島、字遠東、字沼ノ上、字下川原、字上川原、字丸山、字相吉沢、字相志沢、字原下、字原、字古内、字唐沢、字大平、字上ノ内、字塚戸、字塚平、字小山、字久保、字相ノ田、字小沢戸、字新屋、字川発句、字道ノ上、字下ノ内、字川久保、字新屋沢、字根引、字藪下、字下ノ内下、字岩戸前、字団子山、字岩戸下川原、字岩戸、字切払、字山ノ神、字藤沢、字八丁志め、字八丁メ、字八丁

注連, 字須ヶ田, 字片倉, 字境松, 字小滝, 字釜ヶ沢, 字吉谷津, 字大石埦, 字
苦久保, 字前谷津, 字大藪, 字桜久保, 字佐ノ久保, 字東次ヶ沢, 字檜山坂, 字
片房, 字富士山, 字藤山, 字笹峯, 字長坂, 字根引前, 字八升蒔, 字前沢, 字長
者屋敷, 字赤ボツケ, 字赤保ツケ, 字原前, 字白馬沢, 字白馬前, 字細草沢, 字
志殿前, 字若林, 字相川畑, 字相川端, 字鶴羽, 字舟山, 字相由沢及び字法ヶ久
保地内

” ” 大字下伊勢畑字房ヶ上川原, 字房ヶ上, 字中平, 字石甲, 字堀田, 字カト
ノ, 字葛野, 字上ノ内, 字田嶋, 字古御所, 字大沢口, 字日照, 字大沢, 字紺
茶, 字反屈, 字前沢, 字紺茶下, 字山下, 字葛野下, 字中島, 字松並, 字川久
保, 字坏, 字塙下, 字小沢, 字大栗, 字小沢戸, 字東沢, 字細内下, 字細内, 字
後沢, 字沢口, 字ツグラタ, 字塙, 字和田町, 字和田, 字和田沢, 字古森, 字下
田内, 字滝坂, 字宮戸, 字禰宜後, 字下古屋, 字上古屋, 字大バイ, 字沢, 字古
屋ノ沢, 字里, 字中根, 字井ノ上, 字久保, 字久保下, 字里ノ下, 字本寺, 字中
川原, 字川畑下, 字上川原, 字小川向上川原, 字川畑, 字川畑前, 字下大信, 字
相川口, 字片タリ, 字上古屋前, 字川端下, 字川端, 字大信, 字大信平, 字大信
前, 字相ノ田, 字西原, 字大綱, 字前押立, 字向押立, 字片平坂, 字霧ヶ久保,
字タカ町, 字押立, 字カブレヤシキ, 字ヨノ沢, 字三本道, 字ハチ神沢, 字シブ
シブ沢, 字銀弓前, 字釜ノ前, 字芋堀, 字草々, 字大前沢, 字富士山, 字古屋ノ
前, 字八幡山, 字竜ガイ, 字金ガ久保, 字上ノ山, 字カナ場, 字坊主畑, 字富士
山下, 字七回り, 字七回り下, 字仕舞場, 字ツブクリ沢, 字ツブクリ山, 字ダン
ゴ山, 字高根沢, 字赤バツケ, 字ドツカ道, 字浅田ヶ沢, 字不動ヶノ, 字細内
前, 字崩ヶ沢, 字以来ヶ谷津, 字雁又久保, 字姥懐, 字外久保, 字スリ鉢山, 字
長峯, 字高峯, 字高峯向, 字松木峠, 字田ノ端, 字木ノ根坂, 字西ヶ沢, 字西大
沢, 字日暮, 字東唐人久保, 字トカイ, 字西ヶ沢東, 字シダヶ崎, 字大峯沢, 字
高本羽, 字土ヒゲ, 字カルタ久保, 字コトナシ久保, 字子種久保, 字長久保, 字
ホウヅキ久保, 字野ノヒル久保, 字札建, 字石神沢, 字高坂, 字大栗沢, 字豆栗
沢, 字牛ノボセ, 字唐沢, 字道平, 字中平前, 字恋ヶ沢, 字コイカ沢, 字西唐人
久保, 字日クラシ, 字房ヶ上前, 字朝日向, 字夕日向, 字藤倉, 字アラシギ, 字
堀田ヶ沢, 字藤平次, 字津室, 字大天狗, 字檜木沢, 字菖蒲平, 字相川柏ヶ平,
字相川二又, 字柳沢, 字油畑, 字油畑菖蒲平, 字相川野平, 字相川子リ藤, 字相
川岩房, 字相川カチ道添, 字相川カチ道下, 字相川川端屋敷, 字相川檜木沢, 字
野平, 字押廻シ, 字戸ノ沢, 字相川小久保, 字小久保, 字相川長峯, 字相川長峯
下, 字相川阿波ヶ峯下, 字相川阿波ヶ峯, 字相川シキビ, 字相川押廻シ, 字相川
小久保前, 字相川馬落, 字相川富士, 字相川横山, 字相川横山下, 字相川キハタ

カ北, 字相川山王北山, 字相川山王山, 字相川梵天松, 字相川栗峯下, 字相川栗ヶ峯, 字相川, 字相川大平下町, 字相川大平上町, 字大平下町, 字油煙小屋, 字光戸馬乗馬場, 字梨木平, 字相川ボンテン松, 字光戸, 字光戸前, 字光戸長久保, 字吹ソラン, 字相川枯木沢, 字ヲサンカ前, 字相川向関場, 字向関場, 字カクレ屋敷, 字ふたまた, 字カクレ久保, 字富士田, 字ダンゴミネ, 字スワミ子下, 字諏訪峰下, 字リュウカイ, 字中峯, 字タコ峯, 字西ヶ沢東, 字クツレガ沢, 字日照前, 字中谷津, 字向開場, 字フツソラン, 字片行, 字相川柏平, 字一盃山, 字枯木沢, 字於三ヶ前, 字隠久保及び字相川山王北山地内

” ” 大字檜山字飛渡, 字境田, 字真コモ田, 字菰田, 字戸屋前, 字関ヶ入, 字日照田, 字長田, 字小屋前, 字井戸沢, 字伊豆原, 字堂見久保, 字宮代久保, 字中峯沢, 字沖ノ町, 字大形平, 字田嶋, 字橋場, 字竹ノ鼻, 字竹ノ花, 字横峯, 字深田, 字久保前, 字舟場, 字中峯, 字桜久保堂平, 字宮下, 字里, 字前山, 字鳥ノ木沢, 字亀石, 字木ノ根淵, 字森下, 字川根, 字川原田, 字山ノ神, 字削り, 字大村, 字北ノ内, 字北向, 字経堂地, 字西浦, 字谷津坪, 字吉谷津, 字弥衛門沢, 字大美山, 字金子沢, 字柏久保, 字大久保, 字伊ノ切沢, 字イノ切沢, 字広久保, 字釜ノ久保, 字瀬戸山, 字大橋場, 字漆ノ草, 字山岸, 字堂脇, 字そつ川端, 字堂下, 字藤衛門沢, 字道下, 字馬道, 字樗草, 字中沢, 字山根, 字金波, 字金場, 字小山下, 字川門, 字柿添, 字垣添, 字北浦, 字坂下, 字上ノ台, 字瀬戸川, 字堂生林, 字森脇, 字森和木, 字ウツキホツク, 字ダワメキ, 字タツメキ, 字ハツタ, 字梨木沢, 字天上ホツク, 字タクミ沢, 字小笹目, 字黒磯, 字長坂, 字長坂下, 字くとれ沢, 字大平下, 字坂, 字石蔵山, 字北沢, 字北裏, 字久根ノ入, 字大木ノ作, 字岩ノ沢, 字那入, 字奈入, 字界田, 字七ツ発句, 字中郷, 字荒井ノ内, 字芝峯, 字油畑及び字宮前地内

4 立ち入ろうとする期間

昭和52年3月14日から昭和52年4月30日まで

1 起業者の名称 茨城県知事

2 事業の種類 一級河川久慈川水系玉川河川改修工事

3 立ち入ろうとする土地の区域

那珂郡大宮町大字八田字御神屋跡, 字高野下, 字古川, 字大瀬戸, 字岩之免, 字久保田, 字上組, 字三蔵, 字申塚, 字堰之上, 字国上戸台, 字坪ノ内, 字天神森, 字山下, 字国上戸, 字堰田, 字梅田, 字金穴, 字西田, 字岩欠, 字袖振免及び字橋場地内

” ” 大字若林字蛇田, 字玉川, 字樋口及び字南平地内

” ” 大字東野字比廻リ, 字欠下, 字前野, 字塩田及び字水引地内

” ” 大字富士山字抽ヶ下地内

4 立ち入ろうとする期間

昭和52年3月15日から昭和52年6月30日まで

●土地区画整理組合の解散

八反田土地区画整理組合の解散について認可したから土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第45条第4項の規定により公告する。

昭和52年3月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

●土地区画整理事業計画の変更

鹿島臨海都市計画宮中第一土地区画整理事業の事業計画の変更については認可したから都市計画施行法(昭和43年法律第101号)第36条第1項の規定に基づき同法第35条の規定による改正前の土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第55条第10項において準用する同条第7項の規定により次のとおり公告する。

昭和52年3月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 土地区画整理事業の名称

鹿島臨海都市計画宮中第一土地区画整理事業

2 事務所の所在地

鹿島町大字平井1187番地 鹿島町役場内

3 事業計画の認可年月日

昭和44年8月9日

4 事業計画の変更認可年月日

昭和52年3月14日

●道路位置の指定

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

昭和52年3月14日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員 (m)	延 長 (m)
高土木指令 第86号	52. 2. 18	若谷 俊二	東京都大田区羽 田 4-15-6	北茨城市磯原町磯原字 前大沢 2305-2, 24, 28, 27	4.00	66.00
" 第108号	52. 2. 28	皆川 武	高萩市高戸888	高萩市大字高戸字荒崎 449-4	4.00	25.00

下土木指令 第86号	52. 3. 1	山中 ミナ	結城市大字結城 7818	結城市大字結城字下山 7941-35, 36, 214	6.00	34.70
" 第87号	"	大川 正吉	栃木県小山市大 字小山756-2	" 大字上山川字八 幡3545 5, 4, 7	6.00	83.50
" 第88号	"	山中 広	光結城市大字結 城7818	" 大字結城字下 山794-213	4.00	34.60
" 第89号	"	坪山保太郎	" " 7993	" " 字新福寺 8156-8	6.00	43.90
" 第90号	"	(株) 下妻不動産 代表取締役 堀越 一雄	下妻市大字下妻 丁210-1	下妻市大字長塚字居村 314-2	4.00	34.80
" 第91号	"	(株) 大八木商店 代表取締役 大八木信昭	神奈川県茅ヶ崎 市浜竹 1-11-45	真壁郡明野町大字倉持 字北原1120-4, 1121-7, 8	6.00	87.00
" 第92号	"	浅川隣一郎	下館市大字伊佐 山3	下館市大字伊佐山字本 宿139-3, 6, 7	4.00 4.00	24.60 17.80
" 第93号	"	新井庄四郎	" 大字東榎 生421	" 大字東榎生字北 浦529, 530の一部, 仮地37の一部	4.00	55.30 (回転広 場2ヶ 所)
" 第96号	52. 3. 3	大島 章介	" 大字二木 成924	" 大字西方字源谷 久保1818-26, 30	4.00	34.90
水土木指令 第107号	52. 2. 25	大内 明	勝田市堀口 669-5	勝田市東石川字六ツ野 3348-19, 20, 24	4.00	35.00
" 第146号	52. 3. 3	小沢 輝夫	那珂郡那珂町大 字菅谷2571の8	那珂郡那珂町大字菅谷 823-1823-5, 823-6	4.38	32.00
" 第147号	"	古徳 直行	" 大宮町 339	" 大宮町字鷲ノ宮 837-1	4.00	63.30

◎道路位置の廃止

建築基準法 (昭和25年法律第 201 号) 第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり廃止した。

昭和52年 3 月 14 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

廃止番号	廃止年月日	申請者		道路の位置	道路幅員及び延長	
		氏名	住所		幅員 (m)	延長 (m)
境土木指令 第55号	52. 3. 1	菅谷 七郎	古河市東本町 3-15-29	猿島郡三和町下片田字 中道東754-8	4.00	70.00

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1ヵ月)
(休日の場合は繰り下ぐ) (金 1, 0 0 0 円)

茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県水戸市城東1丁目5番5号

発行人
発行所

茨 城 県

印刷所 茨 城 県 印 刷 所